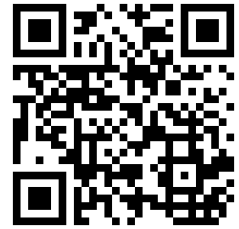


三重県伝統産業物価高騰対策支援金 申請要項

【申請受付期間】

令和5年10月27日（金）から令和5年12月22日（金）まで



【申請書類の提出方法】

支援金申請要項
三重県ホームページ

郵送又はオンライン申請 令和5年12月22日（金）まで（消印有効）

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

＜郵送先＞ 〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 宛

※封筒オモテ面に「**伝統産業支援金 申請書在中**」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

＜オンライン申請＞

本申請要項P6「V 申請書類の提出方法」もしくは、三重県ホームページ「8 申請書の提出方法（2）オンラインによる申請」に記載のURLより三重県電子申請・届出システムにアクセスし、必要書類を提出してください。

※指定区分や事業者の形態により、申請に必要な書類が異なります。

【お問い合わせ先】

支援金の申請等については、以下の連絡先にお電話にてお問い合わせください。

市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。

＜お問い合わせ先＞

三重県雇用経済部県産品振興課

電話番号：059-224-2336

受付時間：8時30分から17時15分まで ※土日祝、12月29日～1月3日を除く

※必ずお読みください※

- 1 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の製造状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合は、申請者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなし、不採択の決定を行います。
- 4 支援金の虚偽申請や不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、直ちに申請者名等を警察へ通報します。

I 支援金の概要

■趣旨

伝統産業の規模縮小が全国的に続いており、県内でも事業者数の減少などの課題に直面しているなか、伝統産業事業者は昨今の原材料価格の高騰により、さらに厳しい環境に置かれています。

この状況をふまえて、伝統産業の継続を下支えするため、原材料価格の高騰にかかる県独自の支援金を交付します。

■交付対象事業者

- (A) 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者
- (B) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、法人や個人事業者として指定を受けている者
- (C) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

※申請に必要な書類は、指定区分や事業者の形態によって異なります。

詳しくは、(A) : P8~10、(B) : P11~13、(C) P14~15 をご覧ください

■交付額

交付対象事業者あたり、10万円（定額）を交付

■受付期間

令和5年10月27日（金）から令和5年12月22日（金）まで（消印有効）

II 定義

本支援金で使う用語の定義は、次のとおりとします。

■国指定伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた別紙1（P7）に記載の工芸品をいう。

■県指定伝統工芸品

三重県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統性のある工芸品であり、かつ、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けることのできない工芸品であって、三重県指定伝統工芸品指定要綱第4条の規定により、指定を受けた別紙1（P7）に記載の工芸品をいう。

■原材料

国指定伝統的工芸品および県指定伝統工芸品の指定を受けた工芸品を製造するために必要な素材のことをいい、製造過程で消費されるガス等の燃料や製造後の輸送等で使用する梱包資材など、完成した工芸品そのものに含まれないものは、原材料に当たらないものとします。

Ⅲ 申請要件

本支援金の申請要件は、次のとおりとします。

- (1) 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者 又は 県指定伝統工芸品の指定事業者であること。
ただし、県指定伝統工芸品の指定事業者について、組合や団体等の任意団体として指定を受けている場合は、指定名義でのみ対象となります。
※詳しくは、別紙1（P7）を参照のこと。
- (2) 令和4年11月30日以前から開業しており、申請日時点において伝統工芸品の製造を行っていること。
- (3) 令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月において、原材料価格が、前年又は前々年の同月と比べて、増額していること。
- (4) 支援金交付後も事業を継続する意思があること。
- (5) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ① 政治団体、宗教上の組織又は団体
 - ② 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者
- (7) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅳ 申請から交付までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

別紙2「申請に必要な書類」(P8)で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを①郵送 ②オンライン申請 のいずれかの方法によって提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

■書類等の保存

下記の書類について、電磁的記録等により10年間保存してください。

申請者が交付要件を満たさないおそれがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。

保存が必要な書類

Ⅲ（3）の「原材料価格が増額している」ことがわかる、以下の内容が確認できる書類

①原材料高騰後の原材料価格が分かる書類

令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月において、原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等

②原材料高騰前の原材料価格が分かる書類

①の書類の前年又は前々年の同月の原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等

■三重県による申請書類の審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。また、必要に応じて申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■交付・不採択の決定

支援金の交付・不採択を決定し、書面にて通知します。

■交付について

交付決定を通知した方に対し、支援金を振り込みます。

V 申請書類の提出方法

下記のいずれかの方法によって申請してください。

■郵送による申請

下記郵送先あて郵送してください。

【郵送先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 宛

※封筒オモテ面に「伝統産業支援金 申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

■オンラインによる申請

以下のURLから申請フォームへアクセスし、入力および様式をアップロードしてください。

伝統工芸品の指定区分や事業者の形態（法人、個人事業者、任意団体）によって、提出先が（A）～（C）に分かれますので、必ずご確認のうえ、書類を提出してください。

（A）国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1611

（B）県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、法人や個人事業者として指定を受けている者

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1612

（C）県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

https://apply.e-tumo.jp/pref-mie-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1613



（A）国指定



（B）県指定（法人、個人）



（C）県指定（組合等の任意団体）

VI その他

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の交付を受けた申請者名等を直ちに警察へ通報します。

別紙 1

<本支援金の対象事業者について>

本支援金の対象事業者については、次のとおりです。

(1) 国指定伝統的工芸品

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条第1項の規定により、経済産業大臣の指定を受けている以下5品目の指定組合に所属する構成事業者で、当該伝統的工芸品を製造している者が対象となります。

品名	四日市萬古焼	伊賀焼	伊賀くみひも	鈴鹿墨	伊勢形紙
組合名	萬古陶磁器工業協同組合	伊賀焼振興協同組合	三重県組紐協同組合	鈴鹿製墨協同組合	伊勢形紙協同組合

(2) 県指定伝統工芸品

三重県指定伝統工芸品指定要綱第4条の規定により、以下33品目の指定事業者で、当該伝統工芸品を製造している者が対象となります。

なお、組合や団体等の任意団体で指定を受けている場合は、指定を受けている組合や団体等名義でのみ申請対象となり、個々の事業者名での申請をすることは出来ません。

■北勢（10品目）

桑名盆（かぶら盆）、桑名刃物、桑名萬古焼、桑名鋳物、
多度の弾き猿、和太鼓、地張り提灯、日永うちわ、
四日市の提灯、関の桶

■中南勢（9品目）

高田仏壇、阿漕焼、伊勢木綿、なすび団扇、竹細工、
深野紙、松阪萬古焼、松阪の猿はじき、松阪木綿

■伊勢志摩（9品目）

伊勢の神殿、伊勢の提灯、伊勢玩具、伊勢の根付、伊勢春慶、
伊勢紙、伊勢一刀彫、和釘、擬革紙

■伊賀（1品目）

火縄

■東紀州（4品目）

尾鷲わっぱ、那智黒石、熊野花火、市木木綿

別紙2 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、指定区分や事業者の形態によって異なります。

下記 A～C の区分に基づき、申請書類を作成してください。

- (A) 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者
- (B) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、法人や個人事業者として指定を受けている者
- (C) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

(A) 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者

提出書類一覧	
1	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金 交付申請書 【様式1 (A)】
2	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書 【様式2 (A)】
3	◆誓約書 【様式3 (A)】 ※必ず、申請者本人が自署してください。 ※法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署して下さい。
4	◆原材料の価格高騰が分かる書類【様式4 (A)、貼付台紙1 (A)、貼付台紙2 (A)】 <u>(様式4 (A)) 原材料価格高騰計算書</u> 原材料価格の高騰については、原材料 単価 の高騰を計算します。 貼付台紙に貼付する書類から原材料単価等を転記して原材料単価の高騰を計算してください。 <u>(貼付台紙1 (A)) 原材料高騰後の原材料価格が分かる書類</u> 令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月における原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。 <u>(貼付台紙2 (A)) 原材料高騰前の原材料価格が分かる書類</u> (貼付台紙1 (A)) の書類の前年又は前々年の同月の原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。

◆令和4年分の確定申告書の写し（収受日付印入り）

法人

「法人税の申告書（別表一）」の写しを提出してください。

個人

「所得税の申告書 B（第一表）」の写しを提出してください。

《注意》

「法人税の申告書（別表一）」、「所得税の申告書 B（第一表）」の控えには、収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。

また、e-Tax による申告であって、受付日時および受付番号が印字されていない場合は「受信通知メール」の写しを添付することが必要です。


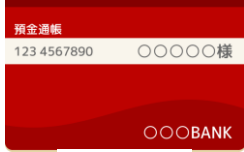

なお、確定申告書に収受日付印等がない場合、収受日付印なしの確定申告書と納税証明書その2の提出で代用していただくことができます。

《確定申告義務がない事業者》

5 確定申告義務がない事業者については、確定申告書の写しに代えて、令和4年度分の市民税・県民税の申告書の写し（収受日付印入り）を提出してください。

※詳細は、三重県雇用経済部県産品振興課（059-224-2336）までお問い合わせください。

所得税の申告書 B（第一表）

6	<p>◆個人事業者の場合 ⇒ 本人確認書類 【貼付台紙3 (A)】 法人の場合 ⇒ 履歴事項全部証明書の写し、役員名簿【参考様式】 (発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの)</p> <p>個人事業者の場合は申請者本人の運転免許証等を〔貼付台紙3 (A)〕に貼り付けて提出してください。</p> <p>法人の場合は①履歴事項全部証明書の写しと②役員名簿(氏名、フリガナ、性別、生年月日分かるもの)【参考様式】を提出してください。</p> <p>※役員名簿について、氏名、フリガナ、性別、生年月日分かるものであれば、参考様式ではなく既存の資料をご提出いただいてもかまいません。</p> <p>運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> 
7	<p>◆通帳の写し 【貼付台紙4 (A)】</p> <p>振込先を確認するため、申請者本人(法人の場合は当該法人)名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。法人代表者の個人名義の口座へ振込はできません。</p> <p>振込先口座を確認するため、必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人(漢字、フリガナ) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>オモテ面</p> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="text-align: center;">  <p>1・2 ページ目</p> </div> </div>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。 提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>

※1 提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合は再提出を求めするため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下のお問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
三重県雇用経済部県産品振興課
電話番号：059-224-2336
受付期間：8時30分から17時15分まで(土日祝、12月29日~1月3日を除く)

(B) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、法人や個人事業者として指定を受けている者

提出書類一覧	
1	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書 【様式1 (B)】
2	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書 【様式2 (B)】
3	◆誓約書 【様式3 (B)】 ※必ず、申請者本人が自署してください。 ※法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署して下さい。
4	◆原材料の価格高騰が分かる書類【様式4 (B)、貼付台紙1 (B)、貼付台紙2 (B)】 (様式4 (B)) 原材料価格高騰計算書 原材料価格の高騰については、原材料単価の高騰を計算します。 貼付台紙に貼付する書類から原材料単価等を転記して原材料単価の高騰を計算してください。 (貼付台紙1 (B)) 原材料高騰後の原材料単価が分かる書類 令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月における原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。 (貼付台紙2 (B)) 原材料高騰前の原材料単価が分かる書類 (貼付台紙1 (B)) の書類の前年又は前々年の同月の原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。
5	◆令和4年分の確定申告書の写し(収受日付印入り) 法人 「法人税の申告書(別表一)」の写しを提出してください。 個人 「所得税の申告書B(第一表)」の写しを提出してください。 《注意》 「法人税の申告書(別表一)」、「所得税の申告書B(第一表)」の控えには、 <u>収受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合、受付日時及び受付番号が印字)されていることが必要です。</u> また、e-Taxによる申告であって、受付日時および受付番号が印字されていない場合は「受信通知メール」の写しを添付することが必要です。 なお、確定申告書に収受日付印等がない場合、収受日付印なしの確定申告書と納税証明書その2の提出で代用していただくことができます。

《確定申告義務がない事業者》

確定申告義務がない事業者については、確定申告書の写しに代えて、令和4年度分の市民税・県民税の申告書の写し（収受日付印入り）を提出してください。

※詳細は、三重県雇用経済部県産品振興課（059-224-2336）までお問い合わせください。

所得税の申告書 B（第一表）

◆個人事業者の場合 ⇒ 本人確認書類 【貼付台紙3（B）】

法人の場合 ⇒ 履歴事項全部証明書の写し、役員名簿【参考様式】

（発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの）

個人事業者の場合は申請者本人の運転免許証等を〔貼付台紙3（B）〕に貼り付けて提出してください。

法人の場合は①履歴事項全部証明書の写しと②役員名簿（氏名、フリガナ、性別、生年月日分かるもの）【参考様式】を提出してください。

※役員名簿について、氏名、フリガナ、性別、生年月日分かるものであれば、参考様式ではなく既存の資料をご提出いただいてもかまいません。

運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。

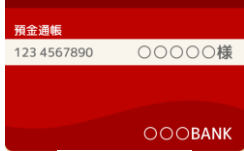

例）住民票

氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等

※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。



6

7	<p>◆通帳の写し [貼付台紙4 (B)]</p> <p>振込先を確認するため、申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。法人代表者の個人名義の口座へ振込はできません。</p> <p>振込先口座を確認するため、必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人（漢字、フリガナ） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>オモテ面</p> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="text-align: center;">  <p>1・2 ページ目</p> </div> </div>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>

※1 提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合は再提出を求めするため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下お問い合わせ先まで、お電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

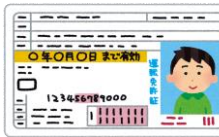


三重県雇用経済部県産品振興課

電話番号：059-224-2336

受付期間：8時30分から17時15分まで（土日祝、12月29日～1月3日を除く）

(C) 県指定伝統工芸品の指定事業者のうち、組合や団体等の任意団体として指定を受けている者

提出書類一覧	
1	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金交付申請書 【様式1 (C)】
2	◆三重県伝統産業物価高騰対策支援金 請求書 【様式2 (C)】
3	◆誓約書 【様式3 (C)】 ※必ず、申請する任意団体の代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署してください。
4	◆ 原材料の価格高騰が分かる書類 【様式4 (C)、貼付台紙1 (C)、貼付台紙2 (C)】 申請する任意団体に所属している法人もしくは個人事業者のうち、原材料価格の高騰の影響を受けている1事業者分の、原材料価格の高騰がわかる以下の書類を提出してください。 <u>(様式4 (C)) 原材料価格高騰計算書</u> 原材料価格の高騰については、原材料 単価 の高騰を計算します。 貼付台紙に貼付する書類から原材料単価等を転記して原材料単価の高騰を計算してください。 <u>(貼付台紙1 (C)) 原材料高騰後の原材料単価が分かる書類</u> 令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月における原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。 <u>(貼付台紙2 (C)) 原材料高騰前の原材料単価が分かる書類</u> (貼付台紙1 (C))の書類の前年又は前々年の同月の原材料価格がわかる、注文伝票、レシート、請求書等の写しを貼付してください。
5	◆ 申請する任意団体の実態が分かる書類 (定款、収支決算書、会員名簿、役員名簿【参考様式】) 任意団体の実態が分かる書類として、直近の①定款、②収支決算書、③会員名簿、④役員名簿【参考様式】の写しを提出してください。 ①定款 <u>「定款」や「会則」など任意団体の活動規約がわかる書類</u> の写しを提出してください。 ②収支決算書 <u>「収支決算書」や「収支報告書」など、直近の任意団体の活動実態が分かる書類</u> の写しを提出してください。 なお、収支決算書等がない場合は、 <u>任意団体の活動実態が分かる直近の「総会資料」等</u> の写しを提出してください。 ③会員名簿 <u>任意団体に所属している法人、個人事業者が分かる「会員名簿」</u> の写しを提出してください。

	<p>④役員名簿 【参考様式】</p> <p>任意団体の役員の氏名、フリガナ、性別、生年月日が分かる「役員名簿」の写しを提出してください。</p> <p>※役員名簿について、氏名、フリガナ、性別、生年月日が分かるものであれば、参考様式ではなく既存の資料をご提出いただいてもかまいません。</p>
6	<p>◆任意団体の代表者の本人確認書類の写し (発行日の記載があるものは、発行日が申請日から3か月以内のもの) 【貼付台紙3 (C)】</p> <p>任意団体の代表者本人の運転免許証等を [貼付台紙3 (C)] に貼り付けて提出してください。</p> <p>運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>※必ず代表者本人のものがが必要です。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写し も提出してください。</p> 
7	<p>◆通帳の写し 【貼付台紙4 (C)】</p> <p>振込先を確認するため、任意団体名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>振込先口座を確認するため、必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人(漢字、フリガナ) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>オモテ面</p> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="text-align: center;">  <p>1・2 ページ目</p> </div> </div> <p>※任意団体名義の口座がない場合は、県産品振興課までお問い合わせください。</p>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>

※1 提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。特に、各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。読みとりが困難な場合は再提出を求めため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

※2 申請に必要な書類に関する相談は、以下のお問い合わせ先までお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>
三重県雇用経済部県産品振興課
電話番号：059-224-2336
受付期間：8時30分から17時15分まで(土日祝、12月29日~1月3日を除く)